



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：秋山 正臣
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)





コロナ感染症とこれからの安全衛生活動 中四国セミナーに延べ107人が参加

第14回いの健中四国ブロックセミナーは、6月17-18日岡山県で開かれ、延べ107人が参加しました。岡山県実行委員会の清水善朗弁護士（いの健岡山県センター代表委員）が「川鉄過労死事件は、認定基準もなかったが闘いで前進してきた。しかし過労死は根絶はしていない。過労死を起こさない闘いが求められている。感染症による差別をなくすハンセン病療養所長島愛生園のたたかきも勝訴した。活動をさらに前進させよう」と開会の挨拶をしました。

講演1「コロナ感染症を振り返る」

講演1では、岡山協立病院の杉村悟副院長が「パンデミックの歴史から、新型コロナウイルス感染症を振り返る」と題して講演。「人類の歴史の中で、ペスト、天然痘などパンデミックが繰り返してきたが、天然痘は1980年に根絶された。その教訓は国籍、宗教、人類などの違いを乗り越えて協力したことにある。新型コロナは利権争いのようになり実現していない」「スペイン風邪などインフルエンザには、ワクチンによる治療が進んだが、コロナは変異が早く収束まではまだまだだ。第4波の時は、患者が急増し人工呼吸器が不足。患者の選択を迫られ、患者・家族、医療機関が苦悶した。自然破壊がウィルス人間に近づけている。コロナはそのことへの警鐘を鳴らしている」と話しました。

講演2「これからの労働安全衛生活動」

いの健京都センターの岩橋祐治事務局長が講演。「私は『いの健・ローアン労働者・労働組合八訓』を提起している。いのちと健康を守る活動は、労働運動の課題の一つではない。WHOの提起する『健康は疾病が存在しないことだけではなく、自らの健康の決定要因を改善できるようにするプロセス』で『毎日の生活の資源である』というとらえ方が重要だ。当面は大幅賃上げと長時間・過密労働の規制が大切だ。この活動を進める労働組合の安全衛生活動の強化が大切になっている。厚労省のガイドライン、通達・指針も活用し前進・発展を通じて、労働組合



パネルディスカッションの様子

運動のバージョンアップ（組織の強化拡大）を実現しよう」と話しました。

コロナ感染症対策・労働条件・人員不足を討論

講演を受けて、医療、福祉、教育、物流分野からコロナ禍の感染症対策の状況、労働者の労働時間・労働条件、人員不足の実態と改善の運動・課題などが報告されました。その後、講師も加わり、議論しました。参加者からも質問、意見が出され、コロナ感染症の5類移行への対応、改善を求める方向と運動の課題、労働安全衛生活動の強化などについて討論しました。

広島県の私学・故後河内麻季先生過労死裁判を支援する会の遺族の訴えが行われました。

長島愛生園の史跡、展示を見学

2日目はハンセン病療養所・長島愛生園の見学を行い58人が参加しました。学芸員の歴史館展示の解説・ビデオ視聴後、患者専用収容棧橋、収容所、監房、納骨堂を見学。納骨堂には実行委員会として献花をしました。（岡山センター 藤田弘起）

〈今月号の記事〉

現職自衛官パワハラ国賠訴訟……………	2面
各地・各団体/生協労連/自治労連/ 民医連/医労連/大阪アスベスト/ 建交労/東京/労働総研……………	3～6面
ILO総会/私の一冊……………	7面
過労死労災補償状況……………	8面

現職自衛官が勇気をもって提訴

セクハラ国賠訴訟東京地裁

本年2月27日、航空自衛隊の現役女性自衛官が、自分に対してなされたセクハラと、部隊が被害回復や不利益防止の措置をとらないことに対して、国家賠償請求訴訟を東京地裁に提起しました。6月8日に第1回弁論が行なわれ、原告が意見陳述を行ない、満席の傍聴席に感銘を与えました。国の答弁書は、加害隊員のセクハラ(一次被害)は認めながら、安全配慮義務違反の二次被害を全面的に争うものです。

自衛隊の実態と原告への一次被害

原告は、2010年に着任した部署(那覇基地=写真)で、男性隊員から日常的にハラスメントを受けました。当初は「お前、本当はチンコついてるだろ」「Tシャツを着ているとちゃんとオッパイがついているが、上着を着ると、リバーシブルだよ」などの発言でしたが、「セックスしなきゃダメだぞ」「やらないと乾くぞ」「お前、〇〇(交際相手)とやってんのか?」などの性行為の発言にまでエスカレートしました。これらが他の隊員もいる職場で行われ、部隊中から好奇の目で見られるようになりました。

2013年1月28日、加害隊員が仕事上のことで腹を立て、原告に電話で「〇〇はどうなってるんだ馬鹿野郎」「〇〇とやりまくって業務を疎かにするんじゃないねえよ」「やり過ぎなんだよ」などと怒鳴りながら繰り返したのです。

部隊による二次被害-実名の公表

原告は、部隊の様々なところに加害隊員のセクハラを申告しましたが、セクハラはなかったと報告されたり、隊長からは加害者にも家庭があると言われ、セクハラ相談員からは我慢するしかないと言われ、体調を崩していきました。

原告が、やむなく地元の弁護士に依頼して、加害隊員に対する適切な処分やセクハラ教育の徹底を求めると、部隊は原告を実名にして、加害者を匿名にして、被害事実の内容が判らないようにしたハラスメント研修を実施したのです。それ以降、原告は部隊の全隊員から好奇の対象にされました。

原告の訴訟提起と加害隊員の反訴提起

原告が2016年1月16日に加害隊員の責任を問う裁判を起こすと、加害隊員は「セクハラは事実無根だ」と反訴を提起してきました。

これに対して裁判所は、2017年5月30日、原告

の請求に対して「公務員個人である被告が不法行為責任を負うことはない」と昭和59年10月20日の最高



裁判決を踏襲し、門前払いで棄却したのです。

他方、加害隊員の請求に対しては、「社会的に相当な程度を超えて原告の人格権を侵害する違法なセクハラ発言に当たると判断される」として棄却し、事実上セクハラを認めざるをえませんでした。

ところがこの裁判で、部隊の法務班・渉外室は、加害隊員の訴訟を支援し、隊員15名によるハラスメントは見聞きしていないとする虚偽の陳述書のひな形を作成していたのです。

部隊の二次被害を問う本訴訟提起

原告は、加害隊員のセクハラ行為が事実上認定されたことから、部隊に対して被害回復のための配慮と加害者の処分を求めましたが、部隊は裁判に負けたのだからセクハラはなかったと強弁して、対応しませんでした。加害隊員との分離も、3年ほど臨時勤務で異動させただけで、その後一貫して加害隊員と接点のある仕事に就かせていました。

それどころか、裁判のために提出した文書について、個人情報漏洩だとして、警務隊の捜査・調査委処分調査を強行し、最後は訓戒処分として賞与を減額しました。

裁判支援を是非とも

国家公務員(約59万人)のうち42パーセントが自衛官(約24万人)です。自衛官の人権状況は、国家公務員ひいては日本の人権水準を示すもので、ジェンダーギャップ指数世界125位の闇を象徴するものです。そして、自衛官の人権を守ることは軍隊を誤らせないことでもあります。皆様のご支援をお願いします。(同裁判弁護団 佐藤博文)

第2回弁論 10月2日(月) 午後1時30分
東京地裁103号法廷
連絡先: 現職自衛官セクハラ国賠訴訟支援の会
『クローバーの会』
E-mail: clover.jieikan@gmail.com

各地・各団体のとりくみ

**生協
労連**

「高齢労働者の働き方」

2委員会共催で学習・交流

7月1～2日、生協労連の福祉委員会と、いのちと健康を守る対策委員会（いの健対策委員会）で、「高齢労働者の働き方を考える交流会」を合同開催しました。福祉委員会では、全国の壮年部や中堅部など、全国の高齢労働者が集う、年1回のマスターズ交流会を、昨年まで13回おこなっています。また、いの健対策委員会では、昨年の第10回労働安全衛生セミナーの分科会で初めて、高齢労働者の抱える悩みや、職場課題について交流しています。両委員会が高齢労働者の働き方が共通のテーマとなったことで、今回の合同開催となりました。

交流会の基調講演では、伊藤圭一全労連・労働法制局長から、「ベテラン層がいきいきと、働きつけられるために労働組合ができること」と題して、高齢労働者のめぐる情勢や法律について、お話しいただきました。委員会から交流会への報告の後、15の分散会に分かれて、交流会への参加動機、仕事上の悩み、職場で改善してほしいことなど、年齢を積み重ねたことで起きてくる問題について交流しました。

2日目は、福祉委員会で、①定年延長、再雇用制



集合写真

度改善に向けたとりくみ、②仕事と介護を両立できる働き方、③今なら間に合う!?定年後からのライフプラン、④大人（就業者）の発達障害を考える、いの健対策委員会では、⑤ベテランを労災から守る労働安全衛生、⑥働きつけられる身体的健康維持・管理について、⑦高齢者の健全なメンタル・モチベーション維持についての7つの分科会を設定して、高齢労働者に関わる課題の学習と交流を深めました。

今回の交流会には、100人を超える職場のなかまが参加して、「高齢労働者の働き方」への関心の高さが、あらためて浮き彫りになりました。今後、いの健対策委員会では、高齢労働者が健康で安全に働きつけられる職場づくりに向けた「提言」作成の準備をすすめていきます。

（生協労連 渡邊一博）

**自治
労連**

**住民のくらし、職員の働きがいを守る
予算・施策を**

16府省庁と交渉

自治労連は、国の施策・予算に反映させることを目的に6月5日～19日にかけて府省庁交渉を行い、国民的課題や自治体・公務職場で起きている問題、コロナ危機での実態などを伝え交渉しました。

厚生省との交渉では、自治体労働者が過労死ラインを超えて働くような職場環境を直ちに改善するよう要求。厚生労働省は「長時間労働など職場環境を原因として、働き方が健康を害するようなことはあってはならない」と述べ、共通の認識を確認しました。

滋賀の仲間からは大津市ではコロナ第7波によって職員585人が感染したが、公務災害認定はほとんど進んでいない事例を伝え、「厚労省としても、総務省に公務災害の把握、認定に積極的に努めるようにしてもらいたい」と訴えました。愛知の仲間からも、名古屋市役所で年間720時間以上の時間外勤務に従事した職員が179人いた事例に触れて、改善に向けた対応を訴えました。

デジタル庁との交渉では、①住民の個人情報・プライバシーの権利を守ること、②自治体独自施策について「標準化



システム」の中でも実施できるようにすること、③デジタルとアナログ共存で双方のメリットを活かすこと、④マイナカードの未取得で国民に不利益・不公平を生じさせないこと、⑤マイナカード事故に係り推進してきた官庁として責任ある対応を直に行うことなどを質しました（写真）。

デジタル庁は「デジタルとアナログの双方のメリットをいかす」と回答。自治労連は、地方公共団体に示したマニュアルではアナログをデジタルに置き換えることを促すものになっている点を指摘。これまでの交渉を反映したマニュアルに改訂するべきと求めました。（自治労連・「自治体の仲間」より）

各地・各団体のとりくみ

医労連

よりよい医療・介護・福祉をめざして 第50回医療研究全国集会 in 山形

公益財団法人日本医療総合研究所と日本医労連は、6月24日・25日の2日間、山形県山形市において、第50回医療研究全国集会（以下、医療研集会）を開催しました。全国各地から450人が参加し、学習・討議を深めました。2020年以降、新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年は集会を中止し、2021年・2022年は完全オンラインでの開催となり、今回は第50回の節目に完全リアルで開催することが出来ました。

医療研集会は、よりよい医療・介護・福祉をめざして、その諸課題についての学習や問題意識の共有、仕事を通じた身近な現場での改善の取り組み交流などが、記念講演や分科会でのレポート報告を通して行われます。

今回の医療研集会では、記念講演Ⅰとして山形大学教授の村上正泰先生が「山形県の地域医療の充実をめざして」をテーマに、県内での入院動向の調査をもとに地域医療構想にかかわる解説をされました。村上先生は、地域医療構想は診療報酬点数で病床機能分類をしているため、実態との乖離があると指摘され、地域の医療ニーズを分析した上で、必要

機能の集約・分散のバランスを取る必要があると話されました。

記念講演Ⅱでは佛教大学教授の横山壽一先生が「医療研究全国集会50回目を迎えて」をテーマに、50年に及ぶ医療研集会の歩みと

意義について講演されました。横山先生は、医療研集会での議論が医療労働運動を支え、国民医療を守り発展させてきたことや医療労働運動の基本路線を確立させたことなどを紹介し、日常の実践を持ち寄り交流できる医療研集会の重要性を解説しました。

分科会では、看護や介護、保健、精神や検査、労安活動など13のテーマに分かれて、現場から持ち寄られたレポート報告をもとに、学習・交流が行われました。また、動く分科会は、宮城県石巻の東日本被災地を訪れて、被災当時の状況や復興について学んだうえで、山形県で最盛期をむかえたサクランボ狩りも楽しむことができました。山形県の名物とお酒を堪能する「食の交流会」も行われ、充実した内容で大成功を収めることができました。

(医労連 内田博之)



渡辺勇仁医療研・県医労連
委員長の挨拶

民医連

今年も好評です

“労安そもそもセミナー”

全日本民医連は昨年初めて開催した『労働安全衛生そもそもセミナー』を今年もオンライン開催しました。セミナーは、コロナ禍で医療介護現場で働く職員の健康を守る活動がより重要視される中で、労働安全衛生活動の基本を学び、体制を整備して更に一歩前進させる事を目的としています。講師は昨年同様、産業医の岡田崇顧先生（全日本民医連職員健康管理委員・高知医療生協医師）にお願いしました。

労安法は元々50年前に、大規模工場での安全衛生を想定して作られた法律であり、医療・介護現場にも多い50人以下の事業場での活動が想定されており、法令遵守を越えた取り組みが重要である事、職場改善は一気に行う必要はなく少しずつの改善を積み上げる事など、具体的な実践も例示しながら解りやすくレクチャーしていただきました。

また、第14次労働災害防止計画の要点も解説していただきました。オンラインの利便性を活かして事業場の労安委員全員が参加するなど参加者は200

人を超えました。『労働衛生の三管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）で最も考えるべきは「作業環境管理」で、「対策の基本は上流から!元から断つ」というお話をきいて、疾病を生活と労働の場からとらえる視点、民医連の社会保障改善の運動の際に意識する視点とつながりを感じた』『セミナーに参加して、今年度は少し役割が果たせる明るい兆しがみえた。法人内では、50人以下の事業所でメンタルヘルスや人間関係のトラブルなどが発生しており小事業所統括安全衛生推進会議みたいなものを法人事務長会議などで行うことを提案したい』『今年から労組側で労安委員会のメンバーになり、何をどうしていいのかわからずにいた。会議で話し合うべき5つのポイントや、3管理のお話は非常に参考になりました』等の感想とたくさんの質問が出され、現場ですぐに活かせるセミナーとなりました。

(民医連 野口昭彦)

※本セミナーの概要報告・QA・ハンドアウトは[全日本民医連職員の健康を守るページ]を参照。

<https://www.min-iren.gr.jp/?p=42286>



各地・各団体のとりくみ

大阪

建材メーカー12社の責任を認める

建設アスベスト大阪2陣・3陣訴訟

6月30日、大阪地方裁判所(第16民事部・石丸将利裁判長)は、建設アスベスト大阪2陣・3陣訴訟において、建設作業従事者のアスベスト被害について、過去最多となる建材メーカー12社の責任を認める判決を言い渡しました。判決は、建材メーカーらは1971年初めには吹付作業員に対する危険性を、1973年にはそれ以外の屋内作業員に対する危険性を具体的に予見できたとして、建材メーカーらの警告表示義務違反を認め、総額9億円あまりの賠償を命じました。法廷では、裁判長が、被災者の受けた身体的な苦痛は甚だ大きく、就労を通じて社会への貢献ができなくなることによる精神的な無念は計り知れない、咳や痰、激しい息切れ、呼吸困難から逃れられないことによる肉体的精神的な苦痛は「もがき苦しむといってもよい状態」との表現まで使って、被害に寄り添う判決要旨を読み上げました。

わが国には、1930年から2005年までに約1000万トンのアスベストが輸入され、その7~8割が石綿建材に使用されてきました。建材メーカーらは、石綿建材の危険性を知りながら利潤追求を最優先し、長期にわたって大量の石綿建材を製造・販売し続け、そのため、建設現場ではわが国最大のアスベスト被害が発生しました。



建設アスベスト2陣・3陣訴訟判決の旗出し

2021年5月の最高裁判決では、建材メーカーらの加害責任が認められ、その後も今回の判決を含めて5つの地裁・高裁判決で建材メーカーの責任が認められています。もはや建材メーカーは責任逃れができないところまで追い詰められています。ところが、建材メーカーらは今なお裁判で争う姿勢と取り続け、被害救済に背を向けています。

判決を受けて、私たちは、7月3日から7日まで、関西にある建材メーカー本社・支店前6カ所で「建設アスベスト被害の早期解決を求めるスタンディング行動」を行いました。この行動には、原告、弁護団のほか支援のみなさまの多数の参加で大きな成功をおさめました。この間の取り組みへの参加の御礼を申し上げるとともに、建設アスベスト被害の全面解決に向けて、引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

(大阪アスベスト弁護団 遠地靖志)

建交労

ひとり1人が尊重される社会を

第14回建交労学校

6月9~11日の3日間、建交労は伊豆長岡「サンバレー富士見」(静岡県)で第14回建交労学校を開催しました。4年ぶりの開催に全国から47人が参加。学習とレクリエーションで交流を深めました。

1日目:全労連の小畑雅子議長から記念講演として「ジェンダーの視点で組合運動を進めよう」、また、白神優理子弁護士から「日本国憲法は希望」というテーマで講義がありました。

2日目はレク。5班に分かれて三島市内を散策しました。各班が分會会で決めたチェックポイントを巡って記念撮影。ポイントごとに三島にちなんだクイズが出され、回答しながらクリアを目指します。

最終日は、角田季代子建交労中央執行委員長から、「建交労が受け継いだもの(いまとこれから)」についての講義がありました。



三島市・楽寿園にて

「ジェンダー問題では知らないうちに男女差があったかもしれません。女性が少ない場だからこそ異なる視点を大切にしていきたい」「組織運営で悩んでいたが、学習した4つの指標(機関会議の定例化、交渉権の確立、財政の確立、教育活動)を取り入れて一人ひとりが主役の組織づくりをめざしていきます」などの感想が出されました。

閉校式では学んだこと、掲げたい要求・願いを全員が発表し、終了しました。(建交労 高村暁裕)

各地・各団体のとりくみ

労働
総研

学校に労安活動の担い手を

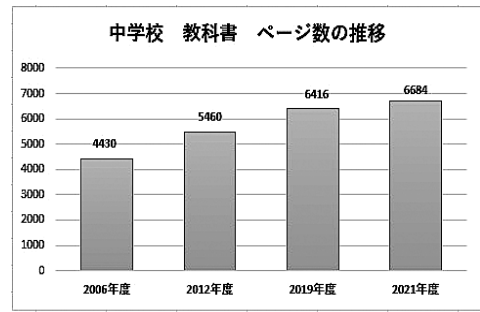
労働時間健康問題共同研究会

社医研センターも協力共同している労働総研の労働時間健康問題共同研究会が、6月23日に「教職員の労働時間、健康、働き方」をテーマに全労連会館会議室にて開催されました。報告は「全教教職員勤務実態調査報告2022」(村上剛志社医研センター理事)と「教職員が人間らしく生き働き続けるために」(杉本正男産業カウンセラー)です。

村上氏は全教の勤務実態調査報告第1次集計(2023年1月)をもとに、調査の協力者としての経験もふまえて報告。長時間労働で睡眠が十分とれないことでの健康問題、休憩時間が取れない、持ち帰り仕事が多い、あらゆることをやらなくてはならない等教職の勤務特性、コロナ禍で長時間労働が増大していることなどリアルな労働実態が明確になりました。また、「学校における働き方改革」の課題や問題点が明らかにされました。最後に、労働安全衛生体制や労働安全衛生活動の不十分さも指摘しました。

杉本氏は、教職員の労働と健康の実態と今日の危機的状況の要因・問題、学校・教職員の働き改革をめぐる近年の動向、国・教育委員会・学校管理職・

教職員の役割の内容を活動経験と詳細な資料データも紹介しながら、この問題の要因と改善・改革の方向を全面的に展開しました。



中学校の教科書のページ数は、15年で1.5倍(杉本氏の資料より)

そして、学校での労働安全衛生活動の推進をめざして、全国学習交流会を開催し全国の学校に労安活動の担い手を育てることを強調し「学習なくして運動なし、運動なくして前進なし!」とまとめました。

討論では、いの健全国センターの岡村次長から季刊誌95号の特集「人間を育てる学校を健康職場に」について報告され、テーマを深めることができました。季刊誌掲載「ゆとりをもって子どもたちと向き合いたい～勤務実態調査から」(梶谷陽子氏)は、全教としての調査分析と今後の方向をまとめてありとても参考になります。

(社医研センター 村上剛志)

東京

ハラスメントの実態と予防をめぐる

第9回労働安全衛生学校

東京センターは労働安全衛生学校(以下労安学校)を6月10日午後に、ラパスホールで開催しました。会場参加者は講師、報告者を含め34人、ZOOMでは18人、合計52人の参加でした。冒頭は業務のためリアル参加できない労安学校長の天笠崇先生(東京センター理事長)から寄せられたメッセージが配布されました。続いて井澤智副校長(東京センター事務局長)の開校の挨拶がありました。その後の記念講演「ハラスメントのない職場をめざして～ハラスメント防止法の活用と課題」は梅田和尊弁護士が講師。講演の内容は①ハラスメントをめぐる現状②ハラスメントを防止するための法律③ハラスメント被害への対応でした。大変充実したレジュメに基づき、明快な展開の講義でした(写真)。

その後、ハラスメント問題で先進的に取り組んでいる3人からの報告がありました。元出版労連委員長の酒井かをりさんは出版の職場における多様なハラスメントの実態について詳細に報告し、その中で改善の取り組みを精力的に進め、事業主にハラスメ

ント撲滅宣言させるなどの多様な取り組みを報告。

東京自治労連足立区職労委員長の小磯扶佐子さんは

自治体職場でハラスメント防止対策部会を設置し、「ハラスメント防止等に関する宣言一明るく、活気ある職場を目指して」を発し、労使でのパワハラ防止宣言を実現するなどの到達を報告しました。

江東区労連の松井優希さんは、東京センターとの連携で、ハラスメントなどにより精神疾患になった3事例を労災認定した経験を報告。申立書作成には7回の面談、電話での聞き取り20回以上を重ねて約1.5か月を要して「申立書」を作成したとの経験が報告されました。

その後、質疑応答、梅田弁護士を含めての意見交換が行われました。「ハラスメント問題のテーマは時宜にかなっている。職場で活かしたい」などの感想が寄せられました。(東京センター 色部 祐)



社会正義の実現をめざす第111回国際労働機関総会 (ILO総会)

6月5～16日まで、スイス・ジュネーブのILO本部および国連欧州本部を会場に行われました。国連の経済社会理事会のもとにある専門機関である国際労働機関（ILO）の年次総会は毎年この時期に行われます。新型コロナパンデミックから3年間は全労連代表はオンラインの参加でしたが、今年は4年ぶりにジュネーブで完全対面方式での総会となりました。

総会では「質の高い見習い研修制度」に関する勧告（208号）が採択されました。訓練や見習い時期の労働者の権利の保護を前に進める指針となるものです。ほかにも基準の監視に関する議論、気候変動からの「公正な移行」に関する一般討議など重要な問題が議論されました。

総会では各国のILO条約の適用に関して審査する基準委員会に主に参加しました。また、今年はジェンダー平等の実現に関して専門家委員会が出した一般調査報告をもとにした討論が注目されました。今年的一般調査は「職場におけるジェンダー平等の実現」でした。既存の111号（差別禁止）、156号（家族的責任）、183号（母性保護）と関連する勧告をまとめて審査し、ジェンダー平等の実現の課題を整理するという意欲的な一般調査報告をもとに議論が行われました。通常的一般調査では4時間ほど

の時間が想定されていますが、今年の審議は政労使共に発言者が多く、5時間以上かけて議論されました。



第111回 ILO 総会全体会 (ILO 提供)

各国での中心的課題になっていることがわかります。ジェンダー平等の実現は、ILOでも多岐にわたる基準が関係しさまざまな政策を駆使することで実現すること、また政労使それぞれに役割と責任があることも多くの労働組合の仲間が指摘していました。議論の詳細は別の機会に紹介したいと思います。委員会では来年以降の総会での一般討議や来年予定されているケアエコノミーに関する討議でもジェンダー視点を強く押し出すことを求める内容の結果文書が採択されています。

また昨年総会で職場の権利と原則に関する宣言（98年）に基づく基本条約の中に労働安全衛生を含めることになり、155号条約（職業上の安全衛生及び健康）、187号条約（職業上の安全及び健康促進枠組み）が中核条約として追加されたことに伴い、98年以降に採択された条約、プロトコールと勧告の一部改正も決まりました。155号条約の批准は今後の課題になります。（全労連 布施恵輔）

私の一冊 ③① 自治労連 佐賀達也 『新型コロナ最前線 自治体職員の証言2020-2023』

わたしが紹介する書籍は、8月に大月書店から発刊される予定の「新型コロナ最前線 自治体職員の証言2020-2023」です。

感染症法の位置づけが2類から5類に見直されたものの、いまま国民のいのちと健康を脅かし続けている新型コロナ。そして、「ダイヤモンド・プリンセス」号での集団感染の発生から3年以上にわたり、住民のいのちと暮らしを支えるため、自らも感染リスクと向かい合いながらその最前線に立ってきた自治体職員。本書は、その苦悩と奮闘を全国規模でまとめた、はじめての記録・証言集です。

全体は、二部構成となっています。第一部では、コロナ危機のもとで住民のいのちと暮らしを守る自治体労働者の活動と葛藤、苦悩がリアルに書き綴られており、どれも臨場感あふれる記録と証言でまとめられています。きっと、そのどれもが「そうだったのか」、「その時、自治体労働者のいのちと健康が犠牲になっていなかったのか」と、読者に受け止めてもらえるはずで

す。第二部では、それら記録・証言を受けて、編集にあたった自治労連と監修にあたっていただいた黒田兼一先生をはじめ研究者によって、コロナ危機のもとでの活動やとりくみから得られた教訓や課題を導き出し、その改善にむけた提言をまとめています。



大月書店

コロナ危機は、新自由主義によって失いかけてきた「公共」と、その役割の尊さに光をあてました。あらゆる「公共」の場面で、苦悩しながらも奮闘を続けてきた自治体労働者の証言が、「公共」の役割とは何かを問いただすに余りあるものです。

たとえ緊急事態であっても、労働者のいのちと健康は、何よりも尊ばれなければなりません。しかし、その時、自治体労働者が置かれていた労働環境はどうだったのか？この本に寄せられたレポートが見事に証言しています。

精神障害労災認定件数過去最多 原因のトップはパワハラ関係

2022年度 脳・心臓疾患、精神障害等の労災補償状況

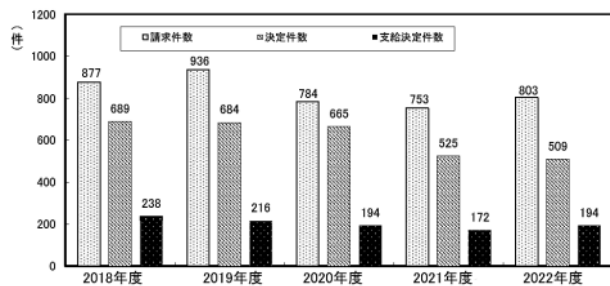
厚労省は、6月30日「令和4年度過労死等の労災補償状況」を発表しました。過労死等に関する請求件数は3,486件（前年度比387件の増加）過去最多となりました。過労死等に関する支給決定件数は904件（前年度比103件の増加）うち、脳・心臓に関する事案は194件で前年度比22件の増加、死亡件数は218件（前年度比45件増加）。精神障害に関する事案は710件で前年度比81件の増加（過去最多）になりました。

請求件数・支給決定（労災認定）件数ともに、業種別（大分類）の「医療・福祉」のうち「社会保険・社会福祉・介護事業」が327件、85件と最多。

脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

【1】請求件数は803件であり前年度に比べ50件の増。「業務上」の支給決定件数は、194件で前年度に比べ22件増加しています。【図1】

図1 脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移



【2】年齢別では、請求件数で「50～59歳」303件、「60歳以上」283件、「40～49歳」164件、の順で多く、支給決定数は「50～59歳」67件、「40～49歳」58件の順に多くなっています。【表1】

表1 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年齢	2021年度						2022年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
19歳以下	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	12	2	11	3	5	3	9	3	7	3	2	0
30～39歳	48	9	33	10	9	3	44	14	35	11	18	10
40～49歳	168	45	140	51	55	20	164	52	124	37	58	16
50～59歳	268	65	189	67	67	20	303	76	186	53	67	18
60歳以上	256	52	152	38	36	11	283	73	157	35	49	10
合計	753	173	525	169	172	57	803	218	509	139	194	54

注：（ ）内は女性の件数で、内数である。

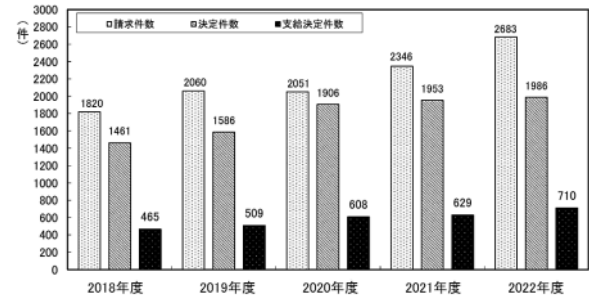
精神障害等の労災補償状況

【1】請求件数は2,683件で、前年度比337件の増。うち未遂を含む自殺件数は前年度比12件増の183件。支給件数は710件で前年度比81件の増加。認定率は35.8%とほぼ横ばいです【表2】【図2】。

表2 精神障害の労災補償状況

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
精神障害	請求件数	1820 (788)	2060 (952)	2051 (999)	2346 (1185)	2683 (1301)
	決定件数	1461 (582)	1586 (688)	1906 (887)	1953 (985)	1986 (966)
	うち支給決定件数 （認定率）	465 (163) [31.8%] (28.0%)	509 (179) [32.1%] (26.0%)	608 (256) [31.9%] (28.9%)	629 (277) [32.2%] (28.1%)	710 (317) [35.8%] (32.8%)
うち自殺	請求件数	200 (22)	202 (16)	155 (20)	171 (15)	183 (29)
	決定件数	199 (21)	185 (17)	179 (17)	167 (20)	155 (20)
	うち支給決定件数 （認定率）	76 (4) [38.2%] (19.0%)	88 (4) [47.6%] (23.5%)	81 (4) [45.3%] (23.5%)	79 (4) [47.3%] (20.0%)	67 (6) [43.2%] (30.0%)

図2 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移



【2】年齢別請求、決定及び支給決定件数は「40～49才」が請求779件、支給決定213件と最も多くなっています。【表3】

表3 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年齢	2021年度						2022年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	
19歳以下	22	2	21	2	6	0	29	6	17	0	6	0
20～29歳	495	41	419	42	153	16	554	42	416	38	183	15
30～39歳	556	42	466	41	145	17	600	35	471	40	169	16
40～49歳	703	50	587	54	200	30	779	49	601	45	213	17
50～59歳	471	32	378	25	100	14	584	45	408	30	119	18
60歳以上	89	4	84	3	25	2	127	6	73	4	20	1
合計	2346	171	1953	167	629	79	2683	183	1986	155	710	67

注：1 自殺は、未遂を含む件数である。
2 ()内は女性の件数で、内数である。

【3】出来事別の支給決定の要因件数は、「パワーハラスメント」147件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」89件、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」78件。精神障害に関する事案の支給決定件数で最も多いのは、パワハラ関係です。防止対策強化が急がれます。

(編集部)